

JICAの事業評価の現状と課題

平成22年9月16日

JICA評価部



Agenda

1. JICAの事業評価制度
2. 最近の動向(制度改善への取り組み)

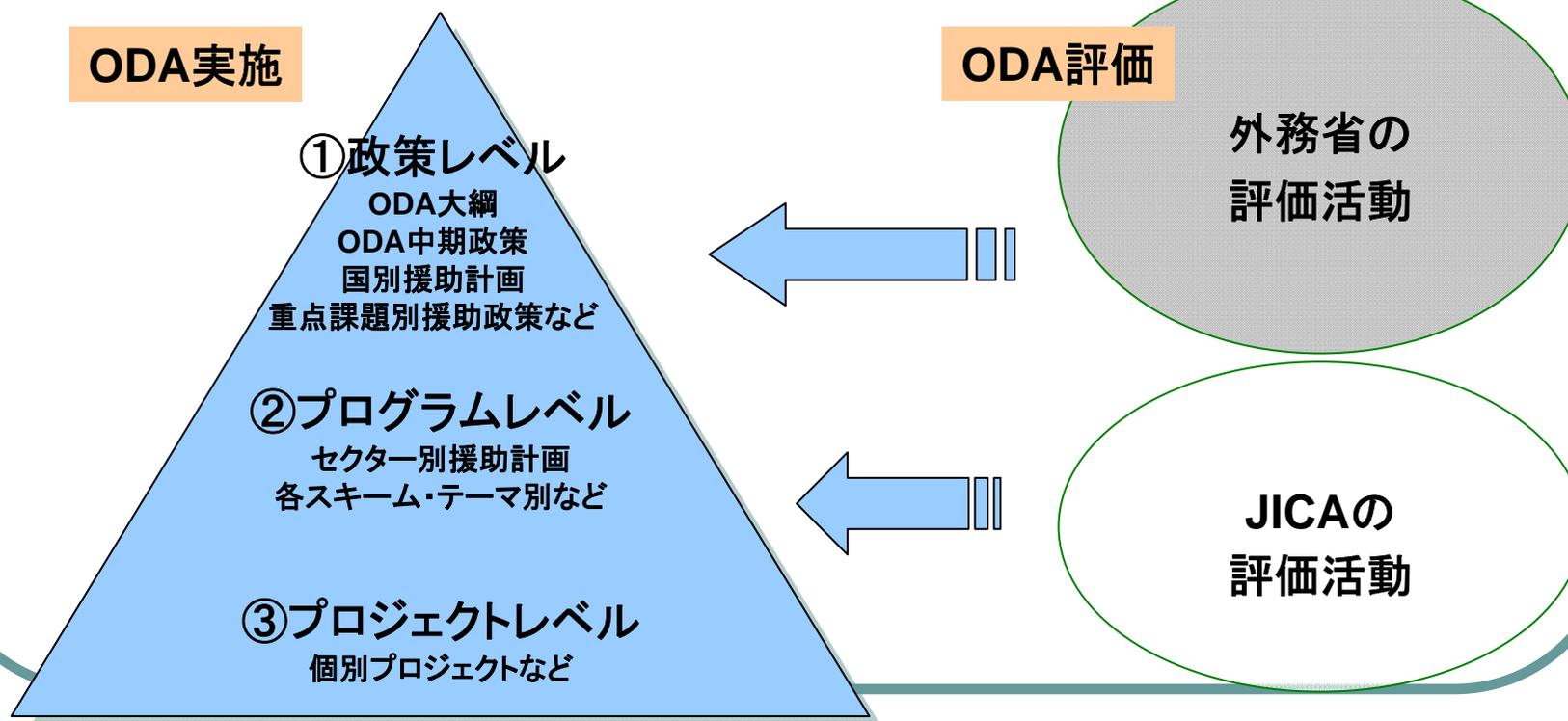


1. JICAの事業評価制度



(1) ODA評価における外務省との役割分担

- 外務省：主に政策レベルの評価
- JICA：主にプロジェクトレベルの評価



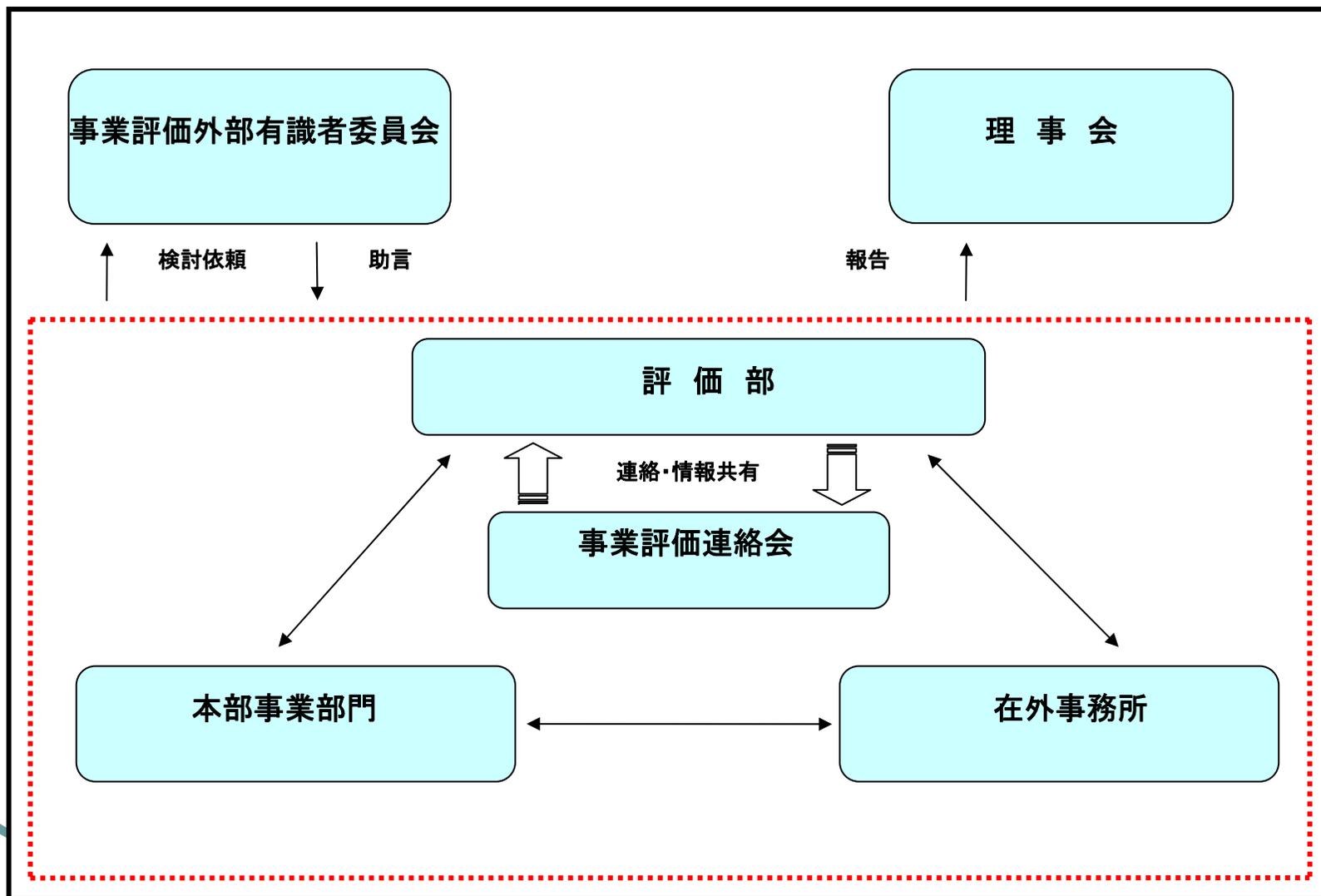
(2) 評価部の設立

2008年10月の新JICA設立にあたり、「評価部」として評価業務を所掌する部が設立。

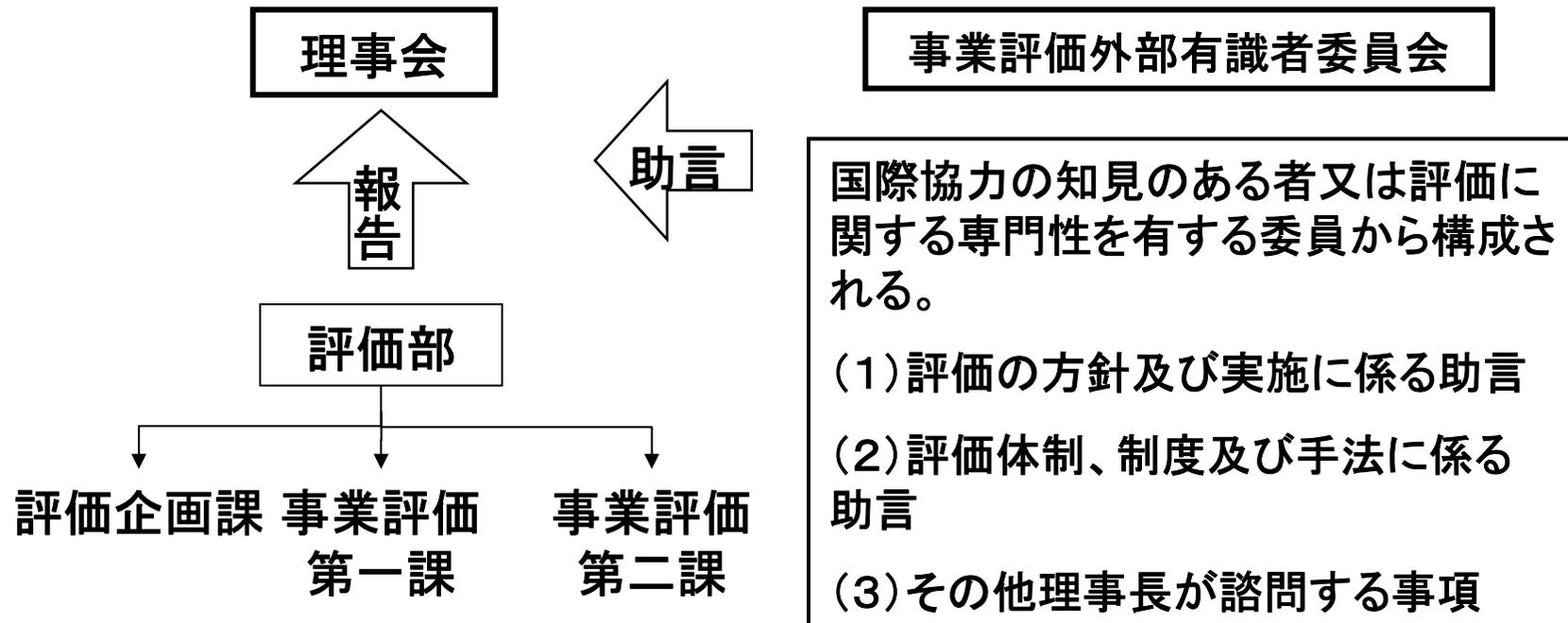
(変更点)

- ・独立性の強化(事業部門からの独立)
- ・JICAとして円借款、技協に加えて、無償の事業評価を新たに所管

(3) JICAの事業評価実施体制



(4) JICA評価部の体制詳細



(5) 評価の目的

1. 援助内容の改善

(レッスン・ラーニングとフィードバック)

- ・評価から得られる「提言」・「教訓」を当該事業や新規事業に活用、政策へ反映

2. 透明性の向上、説明責任を果たす

(アカウンタビリティ)

- ・評価結果のわかりやすい公表
→ JICA事業に対する理解・支持を得る

(6) 事前から事後までの一貫した 評価・モニタリング体制

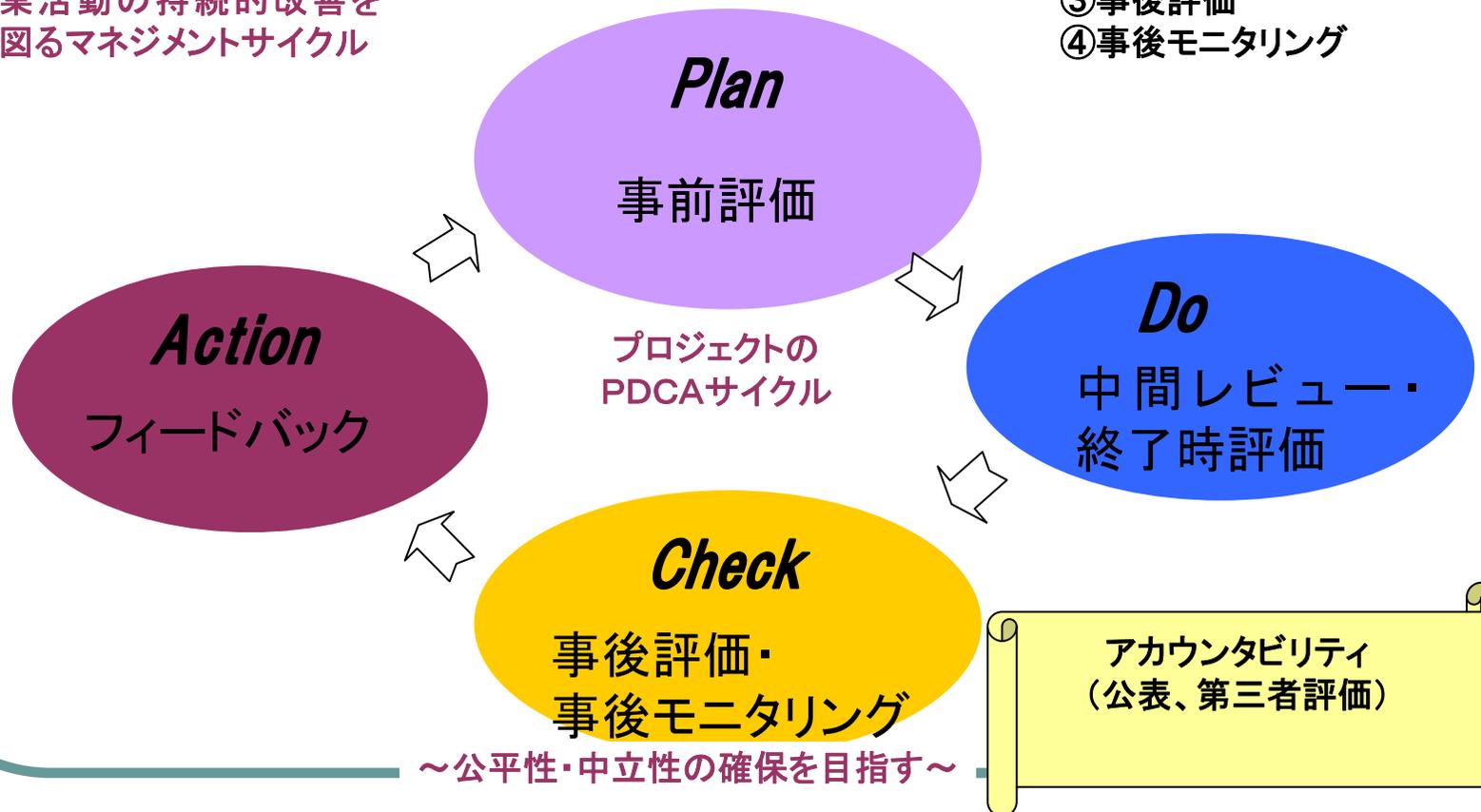
PDCAサイクルとは:

Plan Do Check Actionの
4つのステップからなる事
業活動の持続的改善を
図るマネジメントサイクル

～開発成果の向上を目指す～

評価部における取組

- ①事前評価
- ②中間レビュー
- ③事後評価
- ④事後モニタリング



(7) 評価基準 (DACの評価5項目)

DAC項目	定義
妥当性	プロジェクト目標は受益者のニーズと合致しているか、問題や課題の解決策としてプロジェクトのアプローチは適切か、相手国の政策や日本の援助政策との整合性はあるか等の正当性や必要性を問う。
有効性	プロジェクトの実施によって、プロジェクトの目標が達成され、受益者や対象社会に便益がもたらされているか等を問う。
効率性	プロジェクトの投入と成果の関係に着目し、投入した資源が効果的に活用されているか等を問う。
インパクト	プロジェクトの実施によってもたらされる、長期的な効果、波及効果、上位目標の達成度合い等を問う。
持続性	プロジェクトで発現した効果が、協力終了後も持続して発展しているかを問う。

(8) プロジェクト評価の種類

1. 事前評価《技協・有償・無償ともに内部評価》
2. 中間レビュー《技協(内部評価)、有償(外部評価)》
3. 終了時評価^(注1)《技協(内部評価)》
4. 事後評価《技協・有償・無償ともに外部評価》

(注1) 終了約6ヶ月前に実施。

(9) 事後評価の実施方法

1. 原則、事業完了後3年目までにDAC5項目につき外部評価を行い、レーティングとともに評価結果を外部へ公表している。
2. 効率性の観点から、原則10億円以上の案件は現地調査を行う詳細評価を実施し、2億円から10億円未満の案件は現地調査を伴わない簡易評価とする。

(10) その他評価

- プログラム・レベルの評価

→ テーマ別評価(地域・課題・援助手法)、協力プログラム評価

- インパクト評価

→ ミクロ計量経済学的手法により、プロジェクトによる変化の幅を精緻に評価するもの

- 合同事後評価

→ 被援助国政府と合同で評価を実施し、その過程で先方政府の評価能力向上支援を行うもの(22年度はフィリピン、ベトナムで実施)。

2. 最近の動向（制度改善への取り組み）



(1) ODA事業評価に係る状況

1. 外務省「ODAあり方に関する検討」

→「評価の改善」が主要事項の一つとして扱われる。

- ODA評価体制の強化、評価部門の独立性強化と外部人材の登用
- 過去の成功例・失敗例から確実に教訓を学び取るための仕組み
- 評価の「見える化」による情報開示

2. 行政刷新会議による事業仕分けでの指摘（審査機能の強化（評価含む））

(2) 今後の制度改善への取り組み

3本の柱

- 評価の質の向上
- フィードバックの強化
- アカウンタビリティの確保

(2) 今後の制度改善への取り組み

① 評価の質の向上

1) 成果指標の改善(目標・指標の明確化)

→プロジェクト目標等の達成目安をより明確化かつ客観化する必要がある。

2) 事後評価の改善(詳細評価及び簡易評価)

→・個別評価の水準の向上のためには、より有益な教訓を導出できる案件やテーマを選別し、重点的に評価する必要がある。

・簡易評価制度(現地調査を伴わない)を評価コスト適正化の観点から見直すことが必要。

(2) 今後の制度改善への取り組み

① 評価の質の向上

3) 評価手法の改善(新たな手法の開発・適用)

→事業マネジメントや開発効果の向上に資する新たな評価手法(協カプログラムの評価手法やインパクト評価手法など)の開発と、評価実務への適用を検討する必要がある。

4) 評価人材(内外)の改善(育成・強化)

→JICA内外の関係者の評価能力を強化する必要がある。特に外部評価者の質・量の向上が必要。

(2) 今後の制度改善への取り組み

②フィードバックの強化

- 1) 後続案件へのフィードバックの重要性を組織文化として定着させる。
- 2) より活用しやすい教訓を評価から導き出す。
- 3) 教訓が次の案件の仕込み、類似事業の実施に確実に反映されるしくみを構築する(案件計画調書への記載など)。

(2) 今後の制度改善への取り組み

③ アカウンタビリティの確保

- 1) 評価の客観性の確保(第三者の関与)
事後評価については評価判断の客観性及び責任の明確化のために第三者である外部評価者に委託する体制に重点をおく必要がある。
- 2) 評価結果の情報開示の改善(わかりやすさの追求)
ODA評価に関心を持つ層を拡大するため、評価結果等を対外的に「わかりやすく」説明する必要がある。



ご清聴ありがとうございました。